

○事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求めらるる事項（平成二十年経済産業省告示第二十九号）新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 この告示において使用する用語は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）及び事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（以下「省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 金融機関等 次に掲げる者（事業再生計画案に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。）に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除く。）をいう。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 株式会社日本政策投資銀行 信用保証協会</p> <p>ホ 地方公共団体（イからホまでに掲げる者のうちいずれかの者とともに債務免除等をするものに限る。）</p> <p>二 （略）</p>	<p>第一条 この告示において使用する用語は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）及び事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（以下「省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 金融機関等 次に掲げる者（事業再生計画案に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。）に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除く。）をいう。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>（新設） （新設） （新設）</p> <p>二 （略）</p>

三 債務免除等 債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生ずることが見込まれる場合の当該現物出資による移転に限る。）をいう。

第二条 (略)

2 (略)

3 事業再生計画案に係る債務免除等が二以上の金融機関等又は一以上の政府関係金融機関等（政府関係金融機関又は協定銀行（これらのうち、当該事業再生計画案に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）をいう。）により行われることとされていること。

4 事業再生計画案について債権者全員の合意を得た場合には、次に掲げる要件を満たすこととされていること。

一 (略)

二 債務者（会社の分割又は事業の譲渡により債務者の事業の全部又は一部を他の事業者に承継させ、かつ、当該他の事業者が当該債務者の債務を引き受けた場合には、当該他の事業者）は、債権者及び認証紛争解決事業者に対し、様式第一により事業再生計画の進捗状況の報告を行うこと。

(新設)

第二条 (略)

2 (略)

3 事業再生計画案に係る債権放棄が二以上の金融機関等又は一以上の政府関係金融機関等（政府関係金融機関又は協定銀行（これらのうち、当該事業再生計画案に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）をいう。）により行われることとされていること。

4 事業再生計画案について債権者全員の合意を得た場合には、次に掲げる要件を満たすこととされていること。

一 (略)

二 債務者は、債権者及び認証紛争解決事業者に対し、様式第一により事業再生計画の進捗状況の報告を行うこと。